

公立大学法人秋田公立美術大学教員の採用および昇任の手続に関する規程

平成25年4月1日

規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学の教授、准教授、講師、助教および助手（以下「教員」という。）の採用および昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 教員の採用は、選考によるものとし、公募を原則とする。

2 教員の採用および昇任の選考（以下「選考」という。）は、公立大学法人秋田公立美術大学教員選考基準（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第39号）に定める基準および教育研究審議会の議を経て理事会が行う。

(選考委員会の設置)

第3条 学長は、教員の選考を行う必要が生じた場合は、教育研究審議会の議を経て、選考委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、前条の規定により選考を行い候補者を決定したときは、教育研究審議会に推薦するものとする。

(選考委員会)

第5条 委員会は次に掲げる者のうちから学長が指名する10人以内の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長

(5) 教授

- 2 前項第5号については、学長が必要と認めた場合は、准教授を含むものとする。
- 3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる
- 4 委員長は、委員会の会議を主催し、会務を総理する。
- 5 委員の任期は、選考終了時までとする。

(教育研究審議会の報告)

第6条 教育研究審議会は第4条の規定により委員会から候補者の推薦があったときは、選考結果について審議し、候補者の承認又は不承認について学長に報告しなければならない。

(理事会への申出)

第7条 学長は、前条の報告があったときは、教員の採用および昇任について理事会に諮るものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し、必要な事項は教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。